

ID: 35

担当部署: 教育委員会事務局 教育総務課

<b>処分の概要</b>	使用料の徴収		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	村田町立学校の設置及び管理に関する条例 第5条		
<b>例 規 番 号</b>	昭和39年条例第20号		
<p><b>【基準】</b>                      第5条の規定による。                      (使用料)                      第5条 町立学校の屋内体育館及びグラウンドの使用料については、別表第2による。</p> <p>※グラウンドについては、村田町都市公園条例の規定に定めるところによる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和3年4月2日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日